

◎新潟県告示第915号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年8月4日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
濁川インターチェンジ周辺企業立地促進地域	新潟市北区濁川字立島の一部 新潟市北区濁川字浦通の一部 新潟市北区新崎字元島の一部	平成29年7月20日